電気吏用制限等規則平成二十三年経済産業省令第二十八号

這気を引列及辞見引う全形を女三下ら育今するため、電気使用制限等規則の全部を改正する省令を次のように定める。 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二十七条の規定に基づき、及び同条の規定を実施

電気使用制限等規則(昭和四十九年通商産業省令第二号)を次のように改正する

(使用電力量の制限)

いては、適用しない。 2 前項の規定は、上下水道の用に供する需要設備その他の経済産業大臣が指定する需要設備につ

(使用最大電力の制限)

第二条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。 ちょう 経済産業大臣が指定する地域において「指定契約電力」という。)が五百キロワット以上となる 期間及び時間の各一時間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力の 期間及び時間の格一時間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における一の需要設備についての経済産業大臣が 第二条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、 第二条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、

前条第二項の規定は、前項の規定による制限に準用する。

(使用最大電力の制限の特例)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制しようとする期間

二 当該需要設備の概要

当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制する旨の説明

おいて「指定合計電力」という。)大臣が指定する電力の値(以下この条に大臣が指定する電力の値及び率を勘案して、経済産業大臣が指定する電力の値及び率を勘案して、当該需要設備ごとの前条第一項に規定する経済産業 当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することにより、満たすことが求めら

この条において「合計使用予定電力」という。)

ごとの使用電力の値(以下この条において「使用予定電力」という。)及びその合計値(以下この条において「特定指定期間等」という。)の各一時間において予定している当該需要設備大 第二号に掲げる期間及び前条第一項の規定により使用最大電力の制限が行われる時間(以下

キロワット以上であること。同一の供給区域又は供給地点内に存在し、かつ、特定指定期間等における指定契約電力が五百同一の供給区域又は供給地点内に存在し、かつ、特定指定期間等における指定する地域における一 当該需要設備の全てについて、前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における

二 特定指定期間等における合計使用予定電力の最大値が、指定合計電力以下であること。

経済産業大臣が定める内容でないこと。 三 その他電気事業法第三十四条の二第一項の規定の趣旨に照らして著しく不適当であるとして

3

* 指定関係電気使用者は、第二項の確認を受けた電力共同抑制申請書の内容を変更しようとする** 指定関係電気使用者は、第二項の確認後の指定。以下この条及び第八条において同じ。) を他の関係電気使用を受けなければならない。ただし、同項の規定による指定(この項の規定による確認を受けた場を受けなければならない。ただし、同項の規定に提出し、その内容が適当である旨の確認を受け、指定、機合は、その変更を適用しようとする日から起算して十四日前までに、次に掲げる事項を記載し場合は、その変更を適用しようとする日から起算して十四日前までに、次に掲げる事項を記載しまるは、第二項の確認を受けた電力共同抑制申請書の内容を変更しようとする

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

ている場合には、当該関係電気使用者と共同して当該申請書を提出しなければならない。に提出しなければならない。ただし、同項の規定による指定を他の関係電気使用者と共同で受けの取消しを受けようとする日から起算して七日前までに、様式第三による申請書を経済産業大臣。指定関係電気使用者は、第二項の規定による指定の取消しを受けようとする場合は、当該指定

定を取り消すものとする。 経済産業大臣は、指定関係電気使用者から前項の指定の取消しの申請があったときは、その指

る。 とが判明したとき、又は第三項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。とが判明したとき、又は第三項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができて 経済産業大臣は、指定関係電気使用者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて確認を受けた者で

ができる。8 第一項の規定による確認の申請は、第十条第二項の規定による通知の前においても、行うこと8 第一項の規定による確認の申請は、第十条第二項の規定による通知の前においても、行うとといっています。

(用途を定めてする使用制限

第四条 経済産業大臣が指定するものの用に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならので経済産業大臣が指定するものの用に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるも経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウウィン第四条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、

(日時を定めてする使用制限)

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による制限に準用する。

(賃貸事業者等の努力義務) 経済産業大臣の定めるところにより、前五条の規定による制限を緩和することができる。 経済産業大臣は、保安上その他やむを得ない特別の事由により必要があると認めるとき

第七条 第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者(同条第二項の経済産業大臣が 指定する需要設備以外の需要設備を有しないものを除く。次条において同じ。)及び関係電気使 報の提供に努めなければならない。 者」という。)に係る使用電力量及び使用電力の値の把握並びに当該賃借事業者に対する当該情 る電気の使用の制限が行われたときは、賃借している事業者(以下この条において「賃借事業 用者は、当該需要設備の一部を賃貸している場合は、第一条第一項又は第二条第一項の規定によ

なければならない。 賃借事業者は、当該情報を活用しつつ、小売電気事業者等が供給する電気の使用の抑制に努め

(使用状況の報告)

第八条 第一条第一項に規定する使用電力量の制限の対象となる者及び関係電気使用者は、同条第 状況に関し、当該関係電気使用者と共同して当該報告書を提出しなければならない。 係電気使用者と共同で受けている場合には、当該指定に係る特定指定期間等における電気の使用 より、当該制限が行われた期間における電気の使用状況に関する報告書にその写し二通を添え る期日までに、それぞれ様式第四又は様式第五(指定関係電気使用者にあっては、様式第六)に (受電の届出及び勧告) 項又は第二条第一項の規定による電気の使用の制限が行われたときは、経済産業大臣が指定す 経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三条第二項の規定による指定を他の関 (略) (略)

第九条 経済産業大臣が指定する地域において、一の需要設備の受電電力の容量が経済産業大臣が する容量以上である者は、経済産業大臣が指定する期間においては、受電開始の三十日前まで 指定する容量以上の受電電力の容量をもって小売電気事業者等から受電をしようとする者又は現 .小売電気事業者等から受電をしている者であって増加しようとする受電電力の容量が当該指定 次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

受電電力の容量及び受電開始の日

度において、 経済産業大臣は、前項の届出があった場合において、当該受電が電気の供給の不足をもたら 需要設備の設置の場所 公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、 当該受電の開始前に限り受電をしようとする容量を削減すべきことを勧告すること その事態を克服するため必要な限

3 説明書を添えて提出しなければならない。 (公示等) 第一項の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に様式第八の受電 (増加) 届出に関する

第十条 第三条第一項第五号、第四条から第六条まで及び前二条の規定による経済産業大臣の指 その内容を官報に公示することによって行う。

用者に通知することによって行う。

第一条及び第二条の規定による経済産業大臣の指定は、その内容を官報に公示し、

関係電気使

3 第三条第二項、第四項、第六項及び第七項の規定による経済産業大臣の指定又は指定の取消 その内容を関係電気使用者に通知することによって行う。

第十一条 的方法をもって行うことができる。ただし、電磁的方法は、受信者がファイルへの記録を出力す ることにより書面を作成することができるものでなければならない 算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合には、次に掲げる電磁 的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計 第三項の届出書及び説明書の提出については、当該申請書等が、電磁的記録(電子的方式、磁気 (提出) 電力共同抑制申請書、第三条第四項及び第五項の申請書、 第八条の報告書並びに第九条

> 信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの た電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し 受

一 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる 物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

様式第1 (第3条関係)

(略)

様式第2(第3条関係) (略)

様式第3 (第3条関係)

(略

様式第4 (第8条関係)

様式第5 (第8条関係)

様式第6 (第8条関係

様式第7 (第9条関係

株式第8 (第9条関係)

受電 (増加) 届出に関する説明書

電気の用途

	届	出	後	届	出	前
常時供給を受けようとする電力の値 (kW)						
臨時に供給を受けようとする電力の値 (kW)						
予備として供給を受けようとする電力の値 (kW)						
the market of the first or the design factor of the first						

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。 附 則

則 (平成二七年三月四日経済産業省令第九号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平 五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、成二十七年四月一日)から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第

公布の日から施行する。

行する。 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日附 則 (平成二八年三月三〇日経済産業省令第五四号) (平成二十八年四月一日) から施

則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

行する。 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施

(令和二年六月一二日経済産業省令第五六号)

抄

この省令は、公布の日から施行する。附 則 (令和二年六月一二日経済)

則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

附

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

う。) により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」とい 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一 式によるものとみなす。 の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様

部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当 分の間、これを取り繕って使用することができる。